

携帯電話端末等の電力密度による評価方法の諮問について

1. 諮問の背景

- 携帯電話端末等の無線機器に関する技術の進展に伴い、2020年のサービス開始が予定されている第5世代移動通信システム(5G)をはじめ、6GHzを超える周波数帯を利用する無線機器が人体に近接して使用されることが想定されている。
- 我が国では、6GHzを超える周波数帯において、人体から10cm以内で使用する携帯電話端末等の無線機器が発射する電波から人体を防護するための指針値及び評価方法(測定方法及び算出方法)は規定されていない。一方、米国電気電子学会(IEEE)、国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)及び国際電気標準会議(IEC)では、6GHz以上の周波数帯における電力密度の指針値及び評価方法について、議論が進められている。
- このため、6GHz以上の周波数帯においても国際的に整合性の取れた評価方法を確立し、引き続き電波の安全性を確保するため、携帯電話端末等の電力密度による評価方法の確立が求められている。

2. 検討事項

- 6GHz以上で動作する波源近傍の電力密度の評価方法が必要であり、以下の項目について検討。
 - (1) 携帯電話端末等の電力密度の評価方法
 - (2) 電力密度と比吸収率(SAR)^(※)を指針値とする複数周波数による電力密度の評価方法 等
- (※) Specific Absorption Rate。生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量。

3. 答申を希望する事項

- 携帯電話端末等の電力密度による評価方法について

4. 答申を希望する時期

- 平成30年12月頃 一部答申

5. 答申が得られた時の行政上の措置

- 関係省令等の改正に資する。

■ 周波数による指針値の違い

	30MHz～6GHz	6GHz～
近傍 10cm以内(300MHz以上) 又は 20cm以内(300MHz未満)	比吸収率(SAR)	新たに電力密度を規定する方向(検討中) ⇒新たな評価方法が必要
遠方	電界/磁界/電力密度	